

公安委員会 決 裁 資 料	自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規 程の一部改正について	令和6年12月12日 免 許 管 理 課
<p>1 改正の理由</p> <p>「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が令和6年12月12日に施行されることに伴い、運転免許の効力の停止等の処分量定基準が改正されたことから、施行日以降に行った行為を理由とする運転免許の効力の停止等の処分量定の標準とするため。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。</p> <p>(2) 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の改正に伴い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「麻薬及び向精神薬取締法第2条」を「麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）第2条第1号」</li> <li>・ 「大麻取締法第1条」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第2項」</li> </ul> <p>に改める。</p> <p>(3) その他、関係箇所の文言修正</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年12月12日</p>		